

区役所から受給者証更新のお知らせが届いたら

1 受給者証有効期限の前月までに、区役所福祉課から書類一式の入った厚めの封書が届きます。

2 封書の中にある次の書類は、できましたらご自身で記入して区役所福祉課の窓口へ提出願います。福祉課もご本人から近況の聞き取りをしたい事情があります。どの書類かわからない場合は、届いた封書をそのまま窓口へ持っていけば「これとこれに記入してください」と教えてもらえます。

①ツルツとした、開くとA3サイズになる書類

②計画相談支援給付費申請書

③移動支援の受給者証がある方は「移動支援・地域活動支援給付費申請書」もあります

- ❑ 必ず①②③すべての書類があるわけではありません。有効期限の関係で違ってきます。
- ❑ 移動支援だけが更新の場合は、③の書類のみが届きます。この場合は次に説明する「計画案」の提出がありません。③を福祉課窓口へ提出すると、新しい移動支援の受給者証が届きます。
- ❑ 書類の提出時に「相談支援事業所に計画案を作ってもらってください」と言われることが多いと思います。次で説明いたします。※必ずそう言われるとは限りません。

3

続いて、サンライズ・プランニングが「計画案」を作成し、利用者さまの確認とサインを頂戴してから、福祉課窓口へ提出します。

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案(例)							
利用者名(氏名)		障害種別区分		相談支援事業所			
障害種別サービス受給者証番号				計画作成担当者			
地域福祉推進課受付番号		訪問支援担当者					
計画案作成日		モニタリング開始(開始年月)		利用者ご所属名			
利用者及びその家族の生活に関する事項(再送する生記)							
併発的な療育の方針							
長幼目標							
短期目標							
区分	提供サービスの課題(本人のニーズ)	実施内容	達成時期	福祉サービス等(種類・内容・量(前後・時期))	実施評価のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							

↑この書類を当事業所で作成し皆さまのところへ訪問させていただきます。

4

2で説明した書類と、上記の「計画案」が福祉課に揃ってから新しい受給者証が交付され、皆さまのご自宅等に届きます。

- ❑ グループホームを利用している場合には「家賃額証明書」が必要など、使っている制度によっては他に必要な書類があります。
- ❑ この場合には利用している事業所さんから福祉課窓口へ書類送付してもらってください。

5

- ❑ 受給者証がお手元に届いたら、利用している事業所さんに「新しい受給者証が届いた」とお伝え下さい。
- ❑ 当事業所は、利用する事業所名が記載された「本計画」を作成します。こちらも利用者さまにご確認いただきサインを頂戴して福祉課窓口へ提出します。

ここまでで、受給者証更新の一連の流れは完了です

ご不明な点がございましたら、次までお問い合わせください。

- ❑ サンライズ・プランニング (電話：052-846-7070、メール：plan@npo-sora.org)
- ❑ 受給者証が交付されている区役所福祉課の窓口